

国立国語研究所研究倫理委員会規程

平成21年10月 1日

国語研規程第23号

改正 平成22年10月20日

改正 平成24年 3月27日

改正 平成25年11月13日

改正 令和 4年 1月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程第8条の規定に基づき、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる調査・検討を行う。

- (1) 人を対象とした研究に係る倫理的配慮に関すること。
- (2) 研究活動における不正行為の防止に関すること。
- (3) 研究費の不正使用の防止に関すること。
- (4) 研究活動における不正行為及び研究費の不正使用に関する通報の適正な処理に関すること。
- (5) 通報者の保護に関すること。
- (6) 公正な研究活動を実施するための教育・啓発活動に関すること。
- (7) 研究活動における不正行為及び研究費の不正使用が生じた場合の調査、審理及び判定に関すること。
- (8) 利益相反及び利益相反マネジメントに関すること。ただし、委員会が人間文化研究機構（以下、「機構」という。）全体に係る対応が必要と判断した事項については、機構利益相反委員会へ審議を求めなければならない。
- (9) その他、研究倫理及び利益相反に関すること。

(招集)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

(意見の聴取)

第4条 委員長は、必要に応じて研究所の他の専門委員会から意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、管理部研究推進課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月12日から施行する。